

鳥取県介護職員初任者研修受講支援事業（高校生向け）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、鳥取県介護職員初任者研修受講支援事業（高校生向け）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、介護職員初任者研修（以下、「初任者研修」という。）を修了した者に対し、その受講に要する費用の一部を補助し、本県の介護人材のすそ野拡大、介護を理由とした離職の防止及び住民が主体となって高齢者を支える地域づくりの促進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「初任者研修」とは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに掲げる都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者（以下「指定事業者」という。）が実施する研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の2第3項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

（補助金の交付）

第4条 本補助金の額は初任者研修を受講する際に支払った経費（教材費及び実習費。以下「補助対象経費」という。）と1万円のいずれか低い額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とする。

2 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、第2条の目的の達成に資するため、第5条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、交付は、1人1回とする。

（交付対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、初任者研修を修了した者（指定事業者から修了証明書の交付を受けた者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課長が定める期間内に高等学校（鳥取県教育委員会が指定事業者である場合を含む。）が実施する初任者研修を修了した者であること。
- (2) 第6条に規定する交付申請時に、鳥取県内の高等学校に在籍している者であること。
- (3) 下記の制度及び事業により初任者研修の受講料に対する支援や補助、助成を受けていないこと。ただし、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課長が別に定める補助、給付事業は除く。

ア 求職者支援制度（求職者支援訓練）

イ 教育訓練給付制度（一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付）

ウ 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

エ 国、都道府県、市町村が実施する初任者研修受講料補助事業

オ その他初任者研修に係る補助、給付事業

（交付申請の時期等）

第6条 規則第5条の申請書は様式第1号によるものとし、同条第1号及び第2号に掲げる書類は、省略するものとする。

- 2 前項に規定する申請書は、県社協会長が別に定める日までに県社協会長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する申請は、1人1回限りとする。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者が未成年である場合は、前各号に定めるものに加え、法定代理人の同意書（様式第2号）を添付しなければならない。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額と1万円のいずれか低い額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、前条の規定による申請があったとき、内容を審査し、補助の可否を決定し、原則として、前条に掲げる様式1号の申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 県社協会長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 4 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに県社協会長に報告し、県社協会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県社協に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行し、令和4年度事業から適用する。